長崎市もみじ谷葬斎場残骨灰売渡（下期）【単価契約】仕様書

１．概要

長崎市もみじ谷葬斎場における火葬後の残骨灰に含まれる残骨、有価物、有害物質、その他の物等について、市民感情や環境へ配慮し、その性質ごとに関係法令等に基づき適正に処理することを目的として、長崎市（以下「売渡者」という。）は、買受者に残骨灰を売渡す。

買受者は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、売渡者にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を売渡者に支払う。

２．対象となる売渡物件

（１）売渡物件は、長崎市もみじ谷葬斎場条例（昭和 39 年長崎市条例第 52 号）（以下「本条例」という。）に規定する 12 歳以上の遺体、12 歳未満の遺体、死産児、埋葬遺骨、肢体等及び産汚物の火葬により発生し、遺族等による拾骨が完了した後に残るすべての残骨灰とする。

（２）残骨灰中には、残骨、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。

３．契約方法

本契約は火葬 1 件あたりの単価契約（単位：円/件）によるものとし、売渡額の算出の根拠とする火葬件数は、12 歳以上の遺体の火葬件数とする。

４．予定数量　火葬件数 3,500 件（12 歳以上の遺体のみ）※残骨灰重量約 11 トン

５．契約期間　契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

６．残骨灰保管場所及び引渡場所

（１）所在地　　長崎市淵町 26 番 6 号

（２）名　称　　長崎市もみじ谷葬斎場

７．火葬炉の形式等

（１）火葬炉の形式　　台車式火葬炉　12 基（火葬炉メーカー：高砂炉材工業㈱）
※内訳：普通炉 10 基、大型炉 1 基、小型炉 1 基

（２）集　塵　機　　電気集塵機　6 基

８．売渡物件の処理等

（１）売渡物件の分別

買受者は、売渡物件について、「残骨」、「有価物」、「有害物質」、「その他の物」に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき適正な処理を行うものとする。

（２）残骨の埋葬

買受者は、「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（以下「墓地埋葬法」という。）」の趣旨に従い、礼節をもって適切に埋葬するものとする。埋葬地は、墓地埋葬法第 10 条の許可を受けている墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）とし、市民が参拝することが容易な場所を買受者の責任のもとに確保するものとする。

（３）残骨の取扱い

残骨灰の分別から残骨の埋葬までの処理工程において、長崎市もみじ谷葬斎場から搬入した残骨灰と長崎市もみじ谷葬斎場以外の火葬場等から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取り扱うこととする。

（４）有価物の処理

買受者は、「有価物」については、極力売却処分を行うとともに、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ資源の再資源化を図ることとする。

（５）有害物質等の処理

ア　買受者は、買受した残骨灰に含まれる有害物質について、当該残骨灰に含まれる有害物質を適正に測定し、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に関係法令等を遵守し、無害化処理を行い、リサイクル等適正な処理を行うものとする。

イ　残骨、有価物、有害物質以外のその他の物については、関係法令等を遵守のうえ、適切に処理すること。また、マニュフェスト等、一連の処理の過程、処理量及び最終処分場所が確認できる書類を本市に提出しなければならない。

９．売渡金の納入

売渡契約締結後、買受者は、売渡物件の引渡開始前までに、売渡者の請求に基づき、次のとおり売渡金を予納するものとする。

予納金額（1 円未満切り捨て）＝予定数量（3,500 件）×契約単価×1.1（消費税率）

10. 売渡金の確定金額

売渡金の確定金額は、次のとおりとする。

確定金額（1 円未満切り捨て）＝売渡実数量×契約単価×1.1（消費税率）

11. 売渡金の精算

（１）確定金額が予納金を上回った場合

買受者は、売渡者の請求に基づき令和 9 年 4 月末日までに、その差額分を納入する。

（２）確定金額が予納金を下回った場合

売渡者は、買受者に令和 9 年 4 月末日までに、その差額分を還付する。

12. 売渡物件の実数量

売渡物件の数量は、第 1 回引渡について、売渡者が集計した令和 8 年 9 月 30 日から引渡日前日までの 12 歳以上の火葬件数とし、第 2 回以降同様に、売渡者が集計した前回引渡日から引渡

日前日までの 12 歳以上の火葬件数とし、それらの最終回までの合計を売渡実数量とする。

13. 売渡物件の引渡

（１）引渡日時

ア　予納金の納入を確認後、引き渡すものとする。

イ　引渡については、原則として、4 回（12 月、1 月、2 月、3 月 31 日予定）行うものとする。ただし、売渡物件の排出場所の都合上必要があるときは、売渡者・買受者協議のうえ、引渡回数を変更することができるものとする。

ウ　引渡日時は、売渡者と事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

（２）引渡方法

ア　買受者は、契約締結後、初回の受渡の日に売渡者が必要と認める数量及び規格の残骨灰保管用の雑袋（サイズ：90 ㎝×60 ㎝程度、内側に飛散防止用のビニールが付いているもの）を、もみじ谷葬斎場へ納入しなければならない。なお、初回の受渡においては、売渡者が準備した雑袋で搬出することができるものとする。

イ　売渡者は、発生した残骨灰を順次上記の雑袋に入れて残骨灰保管庫にて保管するものとする。

ウ　買受者は、売渡者の立会いのもと、残骨灰保管庫から搬出を行うものとする。

エ　運搬車両の駐車スペースから、残骨灰保管庫までは 40m程ある（人が 1 人通れる程度の幅員）が、搬出に使用する台車等については、買受者が準備するものとする。

（３）引渡確認

引渡の際、買受者は「残骨灰受領数量確認書」（様式任意）を売渡者に提出するものとする。

（４）売渡物件の所有権

売渡物件の所有権は、「６．残骨灰保管場所及び引渡場所」に掲げる施設の敷地を出た時点で売渡者から買受者に移転する。ただし、所有権が買受者に移転した売渡物件において、本仕様書に記載された内容に限り、買受者はその履行義務を負う。

14. 売渡物件の引渡開始日の前日までに提出を要する書類

（１）　「責任者・作業従事者名・使用車両等届」（様式任意）

（２）　売渡物件の分別等を行う買受者処理施設の概要が分かる書類（様式任意）。ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様である場合は、省略することができる。

（３）　売渡物件の埋葬・処理・再資源化等の工程の概要が分かる書類（様式任意）。ただし、競争入札参加資格を確認する資料として既に提出した資料と同様である場合は、省略することができる。

（４）　本売渡契約に係る残骨を埋葬する墓地等の概要が分かる書類（様式任意）

（５）　買受者が所有する墓地等に係る都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可に関する書類又は買受者が提携する墓地等については、買受者が同墓地等に残骨を埋葬することができることを示す書類（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し。

ただし、競争入札参加資格を確認する書類として既に提出した資料と同様である場合は、

省略することができる。

15. 売渡物件の処理報告

（１）買受者は、「売渡物件の処理報告書（様式 1)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、各回の履行完了後、提出すること。

また、「売渡物件の処理報告書（様式 1)」には、売渡物件の処理工程・状況や埋葬先、最終処分状況等の分かる写真と、適正な最終処分先であることが分かる書類（マニュフェストの写し等）を添付すること。

（２）売渡者は、本契約に関して、必要に応じ、買受者に対し売渡物の埋葬・処理・再資源化等に関する（１）以外の関係書類の提出を求めることができる。この場合、買受者は売渡者の指示に従い、直ちに対応しなければならない。

16. 立入調査等

（１）本仕様書の記載事項について、適正に実施されていることを確認するため、売渡者は買受者が実施する当該売渡物件の処理に関連する施設（買受者以外の法人等の所有する埋葬施設、最終処分施設等を含む。）への報告徴収、立入調査、書類審査等（以下「立入調査等」という。）を実施することができるものとする。

（２）買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

17. 費用負担

本契約の履行に際して必要な費用は、すべて買受者が負担する。

18. 責任事項

売渡物件の引渡後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が売渡者の責に帰すべき場合を除き、買受者が責任を負う。

19. その他

（１）買受者は、売渡物件の品質等について、売渡者に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

（２）本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本売渡契約書を準用する。